

# 日曹グループ行動規範

記番号 HG I -05

日本曹達株式会社

# 日曹グループ行動規範

平成 15 年 5 月 1 日 制定  
平成 19 年 12 月 14 日 改正  
平成 28 年 4 月 27 日 改正  
平成 29 年 6 月 29 日 改正  
2020 年 7 月 1 日 改正  
2021 年 6 月 29 日 改正  
2022 年 8 月 2 日 改正  
2023 年 5 月 16 日 改正  
2024 年 4 月 1 日 改正  
2024 年 8 月 30 日 改正  
2025 年 5 月 21 日 改正

# 日曹グローバル行動規範

## 目次

はじめに

1. 法令と企業倫理の遵守
2. 社会との関係
3. 顧客・取引先・競争会社との関係
4. 株主・投資家との関係
5. 個人との関係
6. 会社・会社財産との関係
7. 附則

## はじめに

当社は、2003年5月1日にコンプライアンスに関する体制を体系的に整備するとともに、グループ会社も含めた全役員・社員が、日々の事業活動を行うにあたって、遵守しなければならない事項を「日曹グループ行動規範」として制定し、制定後は本行動規範に基づきコンプライアンスを実践してまいりました。

本行動規範に記された内容は、社会の構成員として、また、企業人、社会人として求められる価値観・倫理観を実現するためには、いずれも必須・重要な事項であります。

日曹グループの全役員・社員は、本行動規範を日頃の業務遂行の指針として活用し、日曹グループの一員として、社会人として良識ある行動をとるようお願いします。

自分自身が本行動規範に違反してしまった場合、または本行動規範に違反する行為を見たり聞いたりした場合は、上司やコンプライアンス委員会等の窓口に速やかに報告・相談してください。

本行動規範に違反する行為を報告・相談した方が、報告・相談した事実をもってグループ内において不利益を被りません。

私たちは、「社会の公器」である企業の一員として、一人ひとりが社会的責任を遂行し、社会からの信頼を損なうことのないよう行動していくうではありませんか。

2021年6月29日  
日本曹達株式会社  
取締役社長 阿賀 英司

本行動規範は、日本曹達株式会社およびグループ会社の遵法精神および企業倫理に基づく企業行動の指針となるものです。日本曹達株式会社およびグループ会社の全役員・社員は本行動規範に沿った行動をとることが求められます。日々の業務の中で判断に迷ったときは、本行動規範を読み返してみてください。

## 1. 法令と企業倫理の遵守

---

### (1) 公正な行動

私たちは、会社は社会の公器であるとの自覚と責任のもと、常に社会規範を尊重し、公正な行動をします。

### (2) 企業倫理の遵守

私たちは、常に遵法精神と確固たる倫理観をもって、誠実に事業活動を行います。

### (3) 法令違反の早期是正と厳正対処

私たちは、業務遂行にあたって、その活動が法令や企業倫理に違反する疑いがある場合には、その旨を上司あるいは法務部門など適切な関係部門に報告します。また、法令違反の行為が生じた場合には、速やかにその違反状態を是正し、再発防止を図るとともに、違反行為に対して厳正に対処します。

## 2. 社会との関係

---

### (1) 社会への貢献

私たちは、自らが地域社会の一員であることを認識し、積極的に社会貢献活動に参加し、社会の発展に寄与します。地域社会からの信頼性の向上を図るために、積極的なコミュニケーション活動を推進します。

### (2) ステークホルダーの期待と信頼への対応

私たちは、法律を遵守し健全で透明な企業経営を行うことを基本に、「化学」を通じ優れた製品を提供することにより社会の発展に貢献するとともに、株主、取引先、社員および地域社会等のステークホルダーからの期待と信頼に応えるよう努めます。

### (3) 各種業法の遵守

私たちは、取扱商品にかかる関係業法を遵守し、許認可取得および届出等の手続を確實に実施します。

(4) 寄付行為・政治献金規制

私たちは、政治献金や各種団体等への寄付などを行う際は、公職選挙法や政治資金規正法などの関係法令を遵守し、正規の方法によって行います。

(5) 反社会的勢力との関係断絶

- ① 私たちは、違法行為や反社会的行為に関わらないよう、基本的な法律知識、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めます。
- ② 私たちは、反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持ちません。また、反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭などを渡すことなく解決を図ったりしません。
- ③ 私たちは、会社または自らの利益を得るために、反社会的勢力を利用しません。
- ④ 私たちは、反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引も行いません。

(6) 環境保全・保護

- ① 私たちは、製品の研究、開発、製造、販売および廃棄等にあたっては、常に環境保護の重要性を十分認識し、環境に関する条約・法令等を遵守したうえで、環境に配慮した製品作りを行います。
- ② 私たちは、環境意識の向上を図り、地球環境との共存を図るため、研究開発や生産・再資源化の各段階において、省資源・省エネルギー、リサイクル性の向上を図ります。
- ③ 私たちは、資源再利用を促進するための設備を自ら開発・製造し、有害物質の削減を目指します。

(7) 安全保障貿易管理・輸出入関連法令の遵守

私たちは、国際的な平和と安全の維持を妨げることとなる貨物および関連技術の輸出入を行ないません。

- ① 私たちは、商品の輸出入にあたっては、関係法令に従って適切な輸出入通関手続を行います。
- ② 私たちは、輸出禁制品の輸出および輸入禁制品の輸入は行いません。

3. 顧客・取引先・競争会社との関係

(1) 製品の安全性

- ① 私たちは、製品の開発、製造、保管、販売、輸送、工事、輸出等にあたっては、常に安全性に留意し、製品の安全に関する法律および安全基準を十分理解し、これを遵守するとともに、より高度な安全性を目指します。

② 私たちは、製品の安全性に関する情報を入手した場合、直ちに事実関係を確認し、問題があることが判明した場合には、関係部署に報告し、原因究明、事故の拡大と再発の防止のため、適切な対応をとります。

(2) 独占禁止法の遵守

私たちは、いかなる状況であっても、カルテルや談合、再販売価格の維持、優越的地位の濫用など独占禁止法違反となるような行為を行わず、公正で自由な企業間競争を行います。

① 私たちは、競合他社間や業界団体で、価格、数量、生産設備についての協議・取決めを行ったり、入札談合を行うなど不当な取引制限を行いません。

② 私たちは、競合他社間や業界団体で共同して、特定の事業者(安売り販売業者など)や新規事業参入者との取引を拒絶したり、販売先の販売価格を拘束するなど不公正な取引方法となるような行為を行いません。

(3) 購入先との適正取引、下請法の遵守

私たちは、購入先との取引においては、良識と誠実さをもって接し、公平かつ公正に扱います。

① 私たちは、複数の業者の中から購入先を選定する場合には、品質、価格、納期、技術開発力、安定供給等諸条件を公平に比較、評価し、最適な取引先を決定します。

② 私たちは、取引先に製造委託や業務委託を行う際には、下請法を十分に理解したうえで支払遅延等の行為を行わないように留意し、契約および取引を行います。

(4) 不正競争の防止

① 私たちは、いかなる理由があっても、窃盗等不正な手段により他者の営業秘密を取得・使用しません。

② 私たちは、不正な手段により取得されたものであること、またはそのおそれがあることを知りながら、他者の営業秘密を取得・使用しません。

(5) 接待・贈答

① 私たちは、公務員またはこれに準ずる者に対する接待・贈答は行いません。

② 私たちが取引先への接待・贈答を行う場合は、一般社会的な常識の範囲内とします。

③ 私たちが、顧客や取引先等からの接待・贈答を受ける場合は、あくまで一般社会的な常識の範囲内とします。

(6) 外国公務員贈賄禁止

私たちは外国政府や地方公共団体の役職員に対して、営業上の不正な利益を得るために

に、またはビジネス上の便宜供与の見返りとして、金銭等の利益の供与を行わず、その約束・申し出もしません。

(7) 適正な宣伝・広告

私たちは、宣伝広告活動にあたって発信する文書・情報には、他者を中傷したり、社会的差別につながるものや政治、宗教に関するものは一切表現の対象としません。また、比較広告を行う場合には、事実により裏付けられていることと、比較した時点において完全・正確で誤解を招くものでないことを確認します。

#### 4. 株主・投資家との関係

---

(1) 経営情報の開示

私たちは、株主・投資家等に対して、当社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を適時適切に開示するとともに、会社の経営理念・経営方針を明確に伝え、それらに対する意見・批判を真摯に受け止めます。

(2) インサイダー取引の禁止

私たちは、業務遂行上、日曹グループ会社または取引先の内部情報を知った場合は、その情報が正式に公表されるまでは、それらの会社の株式・社債を売買しません。日曹グループ会社や業務上関係のある会社の株式を購入・売却する際には、あらかじめ内部情報の有無を確認します。このような行為は、中間に人を介在させたり、個人的な利益を得ない場合であっても許されないことであり、これを行いません。

#### 5. 個人との関係

---

(1) 人権尊重・差別禁止

私たちは、各自の人権を尊重し、差別につながる行為は一切行いません。

- ① 私たちは、一人ひとりの人格・個性を尊重するとともに、ゆとりや豊かさを実感できる多様な人事・雇用システムづくりや労働条件の維持改善に努めます。
- ② 私たちは、出生、国籍、人種、民族、信条、宗教、性別、年齢、身体障害、趣味などに基づく非合理な差別を一切行いません。

(2) ハラスメント

- ① 私たちは、ハラスメント、または他人にハラスメントと受け取られるおそれのある行為を行いません。

② 私たちは、他人に不快感を与える言動や行動は、これを一切行わないとともに、他人がこれを行わないよう防止についても徹底します。

(3) プライバシーの保護

私たちは、業務上知り得た個人情報については、定められた利用目的のみに使用し、外部に漏洩しないよう厳重に管理します。

(4) 職場の安全衛生

私たちは、安全・衛生の確保を最優先とし、業務上の安全・衛生に関する法令等を理解し、これを遵守します。万一、業務上の災害が発生した場合は、事故を最小限に止め、また、再発を防止するため、即時報告等所定の手続を実施します。

(5) 労働関係法の遵守

私たちは労働関係法を遵守し、働きやすい健康な職場環境の維持に努めます。

## 6. 会社・会社財産との関係

(1) 就業規則の遵守

私たちは、常に就業規則を遵守します。

(2) 適正な会計処理

私たちは、会計帳簿への記帳や伝票への記入にあたっては、関係法令や社内規定に従って正確に処理するものとし、虚偽または架空の記載を行いません。

(3) 利益相反行為

① 私たちは、会社と利害関係の対立を起こすような活動に関わらないようにします。

② 私たちは、社員、コンサルタント等として、会社の許可なく、競争会社や取引先のために働くかず、また、金銭上の関係を持ちません。

(4) 政治・宗教活動の禁止

私たちは、就業時間中に、政治活動や宗教活動を行いません。

(5) 企業秘密の管理

私たちは、企業秘密を適切に管理し、会社に無断で社外に開示・漏洩しません。

① 私たちは、自社および他社の企業秘密は厳重に管理して、社外に漏洩したり、業務目的以外の目的には使用しません。

- ② 私たちは、秘密情報を社外に開示する場合は、秘密保持契約を結ぶなど予期せぬ漏洩の防止に備えます。
- ③ 私たちは、他社の企業秘密を濫用したり、他社から許された目的以外に使用しません。
- ④ 私たちは、退職後も、会社の秘密情報や社外から入手した秘密情報を漏洩したり、いかなる目的にも使用しません。

(6) 会社資産の適切な使用

私たちは、会社の資産を効率的に活用し、常に利用できる状態におく必要があることを認識し、有形無形を問わず、毀損、盗難等を防ぐよう適切に取扱います。個人的な目的で会社の資産や経費を使用しません。

(7) 情報システムの適切な使用

- ① 私たちは、会社の情報システムは業務のためのみに使用し、個人的な目的のために使用しません。
- ② 私たちは、会社の情報システムに関わる ID やパスワードは厳重に管理し、社外への漏洩を防ぎます。
- ③ 私たちは、他人の ID やパスワードを濫用したり、他人のコンピューターシステムに侵入したりしません。

(8) 知的財産権の保護

会社の知的財産権は、重要な会社資産であり、私たちは、これらを適切に利用し、その権利の保全に努めます。

- ① 私たちは、製造・開発活動による発明については、速やかに特許出願を行うなど、会社の知的財産権の保全に努めます。
- ② 私たちは、他者のコンピューターソフトの無断コピーなど、他者の知的財産権を侵害するような行為は行いません。
- ③ 私たちは、取引先の知的財産権は適切な契約を締結したうえで使用し、不正に使用しません。

## 7. 附則

---

(1) 本行動規範の適用範囲

本行動規範は、日本曹達株式会社およびグループ会社すべてに適用します。

(2) 本行動規範の改廃

本行動規範の改廃は、日本曹達株式会社取締役会の承認を得るものとします。

### (3) 本行動規範の説明責任

日本曹達株式会社の代表取締役が任命する委員長、副委員長および委員からなる日本曹達株式会社のコンプライアンス委員会は、本行動規範の遵守状況を監督し、企業倫理および遵法精神に基づく企業行動の徹底を図るための重要方針を審議、立案および推進するとともに、必要に応じて是正措置を講じる責任を負います。

### (4) 行動違反・窓口

- ① 本行動規範に違反する行為があつたとき、または違反のおそれのある行為については、上司または各所属部門のコンプライアンス担当に報告・相談します。違反する行為について上司や各所属部門のコンプライアンス担当に報告・相談することに支障があるときは、下記報告・相談窓口のいずれかまたはすべてに氏名等を明示し、または匿名で郵便、電話、ファクシミリ、または e メールで報告・相談します。
- ② 本行動規範の内容や解釈に関して疑義が生じた場合は、各所属部門のコンプライアンス担当またはコンプライアンス委員会事務局に相談ください。

■ 八代法律事務所                           所在地: 東京都千代田区内幸町 2-2-2

八代 徹也弁護士                           富国生命ビル 15 階

電話: 03-5512-8154

FAX: 03-5512-8155

e-mail: tyashiro@poem.ocn.ne.jp

■ コンプライアンス委員会事務局

(法務部長)

電話: 070-3879-8019

e-mail: compliance@nissogr.com

■ 監査等委員通報専用メールアドレス   e-mail: kansa@nissogr.com

- ③ 報告・相談者は、報告・相談したという事実により何ら不利益を被りません。

### (5) 罰則

社員が故意または重大な過失により、本行動規範に違反し、そのことが就業規則違反に該当した場合は、就業規則に基づいて処分を受けます。役員については、会社法等に照らして措置されます。

以上